

# 秋田県市町村合併支援プラン

平成13年12月  
(平成15年9月改訂)

秋田県市町村合併支援本部

## 目 次

	( 頁 )
第 1 市町村合併に対する支援について	1
第 2 支援プラン策定の方針	1
1 趣旨	1
2 構成	1
3 対象地域	1
4 今後の取組	1
5 フォローアップ	1
第 3 支援プラン	2
1 基本的な支援策	2
( 1 ) 市制施行等に伴い県から移管される事務の実施に係る支援	2
( 2 ) 権限移譲	2
( 3 ) 補助施設の他用途転用に係る配慮	2
( 4 ) 町の要件の特例措置	2
( 5 ) 合併協議会等に対する調査・研究費補助、人的支援等	2
( 6 ) 合併市町村のまちづくり等に対する独自の財政支援制度の創設	3
( 7 ) 市町村振興資金における配慮	3
( 8 ) 許認可等の取扱いにおける配慮	3
( 9 ) 県出先機関等の管轄の見直し	3
( 10 ) 国庫補助事業及び県単独事業の適切な実施	3
( 11 ) 国の財政支援措置の活用	3
2 関係部局の具体的な支援策	4
( 1 ) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備	4
道路の整備	4
交通の利便性確保	5
住環境の整備	6
公園・緑地の整備	4
( 2 ) 豊かな生活環境の創造	7
上水道の整備	7
下水道等の整備	8
廃棄物処理対策の推進	10
消防・防災・県土保全の推進	10
情報通信の整備	12
( 3 ) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実	13
( 4 ) 高齢者の社会参加の促進	14
( 5 ) 教育・文化の充実	14
( 6 ) 新世紀に適応した産業の振興	16
農林水産業の振興	16
商工業の振興	20
( 7 ) まちづくり支援	21
3 市町村合併の広報・啓発	23
( 1 ) 市町村合併啓発リーフレットの配布	23
( 2 ) 各部局による市町村合併の広報・啓発	23
4 市町村合併支援窓口	23
( 1 ) 各部局の窓口	23
( 2 ) 地方の窓口	23
( 3 ) インターネットを活用した窓口	24
第 4 市町村の取組み	24
( 参考 ) 具体的な支援策の所管・関係課室一覧	25

## 第1 市町村合併に対する支援について

本県においては、平成13年7月9日に知事を本部長、副知事及び出納長を副本部長とする「秋田県市町村合併支援本部」を設置し、市町村合併に関する取組みを本格的に行うための体制を整えたところである。

地方分権体制が整備されていくことによって、住民に身近な総合行政を行う市町村の役割はますます大きくなっていく。そのためにも市町村の行財政基盤を強化していくことは必要不可欠である。

今後、ますます複雑・多様化していくであろう行政需要に対して、もはや小規模な団体ではその対応が困難となることが予想されるため、市町村合併によってその規模、能力を強化していくことが課題となっている。

その上で、支援本部は、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成17年3月までに多くの市町村が合併できるよう積極的な支援を行う必要がある。

各部局にあっては、各市町村行財政の現状を勘案しつつ、市町村合併に関する取組みを地方行政に関する重要事項と認識したうえで、それぞれ連携を深めながら市町村合併支援プランを策定し、市町村による自主的な合併の支援を行うこととする。

## 第2 支援プラン策定の方針

### 1 趣旨

支援プランは、市町村合併による新しいまちづくりに対する支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

### 2 構成

支援プランは、基本的な支援策、関係部局の具体的な支援策、市町村合併の広報・啓発、市町村合併支援窓口で構成する。

### 3 対象地域

市町村合併支援策の対象地域は、原則として次に掲げる市町村とする。

- (1) 平成17年3月までに合併した市町村
- (2) 県が合併重点支援地域に指定した市町村

### 4 今後の取組み

各部局は、今後さらなる支援プランの拡充に向けて検討を行うものとする。

### 5 フォローアップ

支援本部は、支援プランのフォローアップを行うこととし、各部局は、支援プランの実施状況について、支援本部に対して報告を行うものとする。

## 第3 支援プラン

### 1 基本的な支援策

県の重要な役割は、市町村が自立を図りその個性を活かしながら様々なことにチャレンジできるよう、これをサポートしていくことであり、今後各地域で合併が円滑に行われ、自立を図るための体制が早期に整備されるよう、次のような施策を基本としてその取組みを支援していく。

#### (1) 市制施行等に伴い県から移管される事務の実施に係る支援

合併に伴う市制施行により、又は合併後の地域の実情に応じ、県から事務が移管される場合、これが適切かつ円滑に行われるよう、福祉事務所等の設置について支援するとともに、事務マニュアルの提供、研修職員の受け入れ等についても配慮する。

#### (2) 権限移譲

市町村が主体的な地域づくりができるようその自己決定権を拡大するとともに、住民の利便性の向上や効率的な行政の展開を図るため、「市町村が実施可能な事務は市町村で、市町村が実施困難な事務は県で行う」という役割分担を原則として、県からの権限の更なる移譲を進める。

#### (3) 補助施設の他用途転用に係る配慮

合併市町村において、合併前の旧市町村が県補助金等の交付を受けて取得等した施設（補助施設）と類似した施設が複数あるため当該補助施設を他の公共施設又は公用施設に転用しようとする場合、その承認（秋田県財務規則第261条）に当たっては、合併という事情に十分配慮する。

#### (4) 町の要件の特例措置

町村合併により新たに町を設置しようとする場合は、現に所定の町の要件を備えていなくても、これを備えているものとみなす。

#### (5) 合併協議会等に対する調査・研究費補助、人的支援等

協議会等による合併に関する調査・研究のための事業に対して、県補助金を交付する。また、地域の要望を踏まえ、県職員の合併協議会事務局への派遣、協議会委員への就任について積極的に対応するほか、合併協議会連絡会議の運営等により協議会相互の情報交換等を図る。

#### [ 県の調査・研究費補助金 ]

共同研究等支援事業（1研究会等100万円限度）

重点支援地域指定市町村支援事業（1任意合併協議会500万円限度）

法定合併協議会支援事業（1法定合併協議会500万円限度）

#### [ 合併に関する情報交換会議等 ]

合併協議会連絡会議（合併協議会事務局職員等による情報交換等会議）

合併協議会委員セミナー（合併協議会委員等を対象とした先進事例等研修）

合併担当者研修会(合併協議会事務局、市町村等の担当職員を対象とした研修)

- (6) 合併市町村のまちづくり等に対する独自の財政支援制度の創設  
合併市町村の一体的まちづくり等を支援するため、県単独の交付金制度を創設する。
- (7) 市町村振興資金における配慮  
合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共施設等整備事業若しくは基金積立又は合併関係市町村が連携して一体となつて行う公共施設等整備事業の財源とする場合に市町村振興資金を貸し付けることについて配慮する。  
また、合併による施設の統合整備に伴い、合併前の旧市町村が市町村振興資金を財源として建設した施設を廃止・転用する場合、当該資金の繰上償還の要否を判断するに当たっては、合併という事情に十分配慮する。
- (8) 許認可等の取扱いにおける配慮  
合併により市町村の名称等の変更があつた場合の許可、免許等(県が住民等に対し行っている許可、免許等)の取扱いについては、可能な限り住民等の負担とならないよう配慮する。
- (9) 県出先機関等の管轄の見直し  
県、市町村を通じ地域の実情に即した迅速、効率的な行政が展開できるよう、合併による市町村の区域変更を踏まえ、県出先機関等の管轄の見直しを行う。
- (10) 国庫補助事業及び県単独事業の適切な実施  
地域の意向を十分踏まえ、この支援プランに掲げている国庫補助事業及び県単独事業の適切な実施を図る。また、その他の国庫補助事業及び県単独事業で合併に資するものについても、適切な実施に配慮する。
- (11) 国の財政支援措置の活用  
国の市町村合併に関する財政支援措置の活用を図る。

[ 国の市町村合併に関する主な財政支援措置 ]

市町村合併推進体制整備費補助金

市町村の合併の準備経費及び合併に伴い必要となる事業経費に対する補助金  
合併関係市町村が行う建設事業に対する財政措置

合併重点支援地域において合併関係市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業に対する合併推進債の充当、その元利償還金の普通交付税措置

合併市町村が行うまちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併市町村の市町村建設計画に基づく特に必要な公共施設の整備に対する合併特例債の充当、その元利償還金の普通交付税措置

合併市町村の地域振興のための基金造成に対する財政措置

合併市町村が旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対する合併特例債の充当、その元利償還金の普通交付税措置

合併市町村の公営企業に係る財政措置

合併市町村における地方公営企業のうち上水道事業、下水道事業及び病院事業への一般会計からの出資及び補助に対する合併特例債の充当、その元利償還金の普通交付税措置

## 2 関係部局の具体的な支援策

支援本部は、各分野において支援策を講ずるほか、国の施策を活用することにより、対象地域における総合的かつ計画的なまちづくり等を支援するものとする。

### (1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

#### 道路の整備

車社会の進展による道路交通の役割の拡大に伴い、公共施設等の拠点を連絡する道路や市街地の骨格を形成する都市計画道路等の幹線道路、身近な生活道路の整備充実を図る。

#### ア 市町村合併支援道路整備事業

・・・・建設交通部道路建設課・道路環境課〔国費・県費〕  
企画振興部市町村課市町村合併支援室

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路（国道・都道府県道・市町村道）について、短期間で整備が図られるよう重点的支援を行う。

**活用例** ・合併市町村の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路の整備  
・合併関係市町村の公共施設等の住民による共同利用を促進するために必要な道路の整備

本事業に該当する道路の整備については、重点的な実施又は補助のほか、地方負担分に対する特別な財政措置（地方債措置、元利償還金の交付税算入）が行われる。

#### イ 都市計画道路の整備・・・・建設交通部都市計画課

都市内の交通渋滞の緩和を図り、各都市（地域）の特性を活かし健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を支えるとともに、賑わいのあるまちづくりを進めるため、都市景観に応じた都市計画道路の整備を行う。

**活用例** ・道路ネットワークの構築を図るための都市計画道路の整備  
・合併市町村の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する都市計画道路の整備

#### ウ 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業

・・・・建設交通部道路建設課・道路環境課〔国費・県費〕

地形的制約により相互の交流が遅れている市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁（都道府県道・市町村道）の整備について、重点的支援を行う。

**活用例** ・市町村界における大規模なトンネル（県道事業にあつては延長500m以上、市町村道事業にあつては延長100m以上）の整備を含む事業  
・市町村界における橋梁（県道事業にあつては200m以上、市町村道事業にあつては50m以上）の整備を含む事業

本事業の対象となるためには「交流ふれあい計画」に位置付けられることが必要であり、同計画に基づく事業について重点的な補助等が行われる。

- エ 合併に伴う都道府県道認定要件の緩和措置・・・建設交通部道路環境課  
合併関係市町村の区域内に存する都道府県道が合併により都道府県道認定要件を失うことにならないよう、所要の措置が講じられている。  
2以上の市町村を経由すること等を要件としている「都道府県道の路線認定基準」（平成6年6月30日付け建設省道路局長通達）が改正され、合併前の市町村をそれぞれ一の市町村とみなす等の措置が講じられている（改正通達は平成14年7月15日付け国道政第12号国土交通省道路局長通達）。
- オ 案内標識設置に対する支援・・・建設交通部道路環境課 [国費・県費]  
市町村合併により必要となる道路標識（歩行者案内用標識を含む。）の整備について優先採択を行う。  
**活用例** ・主要幹線道路の交差点付近に設置する道路標識の整備で、合併による市町村名の変更に伴ないその表示を変更するもの

### 交通の利便性確保

交通不便地域の解消、利用者の利便性・快適性の向上等のため、生活交通路線を維持するとともに、港湾等施設の整備を行う。

- ア 地方バス補助事業・・・建設交通部建設交通政策課 [国費・県費]  
生活交通路線である広域的・幹線的なバス路線運行維持のための補助の対象となるためには、当該路線が複数市町村にまたがっていることが必要であるが、この要件の成否については基準日（平成13年3月31日）を設け、同日以降の市町村合併により補助対象外とならないよう配慮されている。  
**【補助金等】**  
バス運行対策費補助金（生活交通路線（路線維持費・車両購入費））  
補助対象要件  
複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上  
1日当たり輸送量が15～150人  
1日当たりの運行回数が3回以上  
国と県が協調して乗合バス事業者に補助する。
- イ 港湾改修費補助事業・・・建設交通部港湾空港課 [国費]  
重要港湾、地方港湾のけい留施設、外郭施設等の建設及び改良工事、局部的な港湾施設の改良工事等について、優先的な配慮を行う。  
**【補助金等】**  
重要港湾改修事業費補助金、地方港湾改修事業費補助金、港湾施設改良費統合事業費補助金  
**活用例** ・県が行う港湾計画に基づく重要港湾又は地方港湾の改修事業  
・老朽化等により利用率が低下した既存港湾施設に改良を加える県の事業（既存施設の利用転換、港湾空間の再開発、高度化・利便性向上、延命化対策）  
重要港湾（秋田港、船川港、能代港）、地方港湾（本荘港）

## 住環境の整備

景観にも配慮し、地域の特性に適合した魅力ある居住環境の形成を目指す。

### ア 合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進・・・建設交通部建築住宅課〔国費〕

市町村合併に伴い公共賃貸住宅の再編・統廃合を行う場合に必要となる新規の住宅供給、建替事業、改善事業、関連公共施設整備等について、優先的配慮を行う。

#### 【補助金等】

公営住宅整備事業費補助金、特定公共賃貸住宅建設事業費補助金、公営住宅ストック総合改善事業費補助金、公営住宅等駐車場整備事業費補助金等

**活用例** ・合併市町村において良好な住環境（ベッタウン）を供給するための公営住宅、特定公共賃貸住宅等の集約整備

### イ 公営住宅の建替え等の促進・・・建設交通部建築住宅課

合併を視野に入れた集約・統廃合による合理的な住宅の整備を促進するため、合併関係市町村においては、集約・統廃合のための用途廃止を行うことができることとし、跡地についても有効に活用する。

合併関係市町村は、合併後の住宅需要等を総合的に勘案し、建替え等に伴う用途廃止を行うことができる。

### ウ 合併市町村内の住宅団地の整備に対する支援・・・企画振興部市町村課〔国費〕

合併市町村内における集落再編、定住促進等を目的とした住宅団地整備のための事業について、補助制度の活用を図る。

#### 【補助金等】

過疎地域集落等整備事業費補助金

**活用例** ・人口の著しい減少、高齢化の進展等により基礎的条件が著しく低下した集落を基幹集落等に移転するための団地形成  
・地域における定住を促進するための住宅団地の整備

### エ 公営住宅等関連事業推進事業等における補助限度額に係る経過措置

・・・建設交通部建築住宅課〔国費〕

公営住宅等関連事業推進事業等における「住宅マスタープラン」、「住宅市街地整備方針」等の策定費補助について、合併後3年間は、その限度額を合併前の市町村の限度額の合計とする

#### 【補助金等】

公営住宅等関連事業推進事業費補助金

**活用例** ・合併市町村の住宅政策等を明らかにするための「住宅マスタープラン」の策定（経過措置を活用するため合併後3年以内に策定）

### オ 合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援

・・・建設交通部建築住宅課〔国費〕

合併関係市町村が共同で取り組む、住宅市街地等の一体的整備方針を盛り込んだ「住宅マスタープラン」に基づく住宅供給事業等に係る関連公共施設等の整備を推進し、合併を視野に入れた効率的な住宅供給を促進する。



【補助金等】

住宅宅地関連公共施設等総合整備事業費補助金

**活用例** ・本事業と道路・下水道整備事業等の他の事業（単独事業も可）を併用することにより、住宅団地内や周辺のインフラの早期整備が可能になり、住宅供給の促進につながる。

カ 優良建築物等整備事業・・・建設交通部建築住宅課 [国費・県費]

合併関係市町村における優良建築物等整備事業について優先的配慮を行う。

また、その施行区域要件である「人口5万人以上の市の区域」等に該当しない区域においても、合併後の地域交流拠点を整備する事業については、市街地総合再生計画など他の要件の適用により、本事業の積極的活用を図る。

【補助金等】

住宅市街地整備総合支援事業費補助金

**活用例** ・地方拠点都市以外の市町村における優良建築物等整備事業  
・密集住宅市街地整備促進事業区域市町村と合併した市町村における優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善や、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物の整備に対し、国、県及び市町村が助成するものである。

公園・緑地の整備

住民が身近に自然に親しむことができるまちづくりを進めるため、地域の特性を活かした公園・緑地の整備に努める。

ア 合併記念公園の整備・・・建設交通部都市計画課 [国費]

合併のシンボル、記念となる都市公園の整備を推進するため、都市公園事業費補助において優先的配慮を行う。

【補助金等】

都市公園事業費補助金

**活用例** ・地域の一体感を醸成し、また避難地・防災拠点又は観光振興・地域間交流連携の拠点とするための都市公園の整備

「都市公園事業費補助事業計画」又は「都市公園等統合補助計画」に位置付けられていることが必要

(2) 豊かな生活環境の創造

上水道の整備

水道は重要な生活基盤施設であることから、その経営や維持管理の効率化を図るとともに、未普及地域の解消を図るため、合併に当たっては、水道施設の再編・統廃合を積極的に進める。

ア 水道施設整備事業・・・生活環境文化部生活衛生課 [ 国費 ]

水道施設整備事業に係る補助において、合併に伴い補助要件である財政力指数、資本単価等が変動し、補助対象外又は補助率低下となる場合については、合併年度及びこれに続く3年度は従前の補助率とする経過措置を適用する。

【補助金等】

簡易水道等施設整備費補助金（水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業、生活基盤近代化事業等）

水道水源開発等施設施設整備費補助金（水道水源開発施設、水道広域化施設、浄水場排水処理施設、水質検査施設、高度浄水施設等の整備事業）

【活用例】 ・市町村合併により財政力指数、資本単価、単位管延長（総管路延長 / 計画給水人口）等が変動し、原則からすれば補助対象外又は補助率低下となる場合においても、従前の補助率を適用する。

イ 水道検査施設等整備事業・・・生活環境文化部生活衛生課 [ 国費 ]

複数の水道事業者が効率的に使用できる水質検査施設の整備、及び複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行う事業に対する補助については、合併で一の水道事業者となる場合も対象とする（合併年度及びこれに続く1年度）。

【補助金等】

水質検査施設整備費補助（水質検査に必要な分析機器、初度設備等の整備）

水道水源自動監視施設整備費補助（水道水源の監視に必要な検査装置等の整備）

【活用例】 ・合併間もない時期における、複数の旧市町村区域の水道が共同活用できる水質検査施設や水道水源監視検査装置等の整備

ウ 水道事業統合計画の策定に係る支援・・・生活環境文化部生活衛生課

合併関係市町村が水道事業を統合する際の参考となるよう、厚生労働省が合併等の形態に応じた水道事業統合のメリット、デメリットの整理及び統合計画案の作成を行い、情報提供する。

【活用例】 ・厚生労働省が整理した水道事業統合のメリット（経営の安定性、水質の向上等）やデメリット（料金格差、新たな工事の必要性、施設整備状況の格差等）、統合計画案等を参考に、地域の実状に応じた最適な統合を図る。

下水道等の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、下水道等の整備を推進する。

ア 下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進

・・・建設交通部下水道課 [ 国費 ]

合併する場合、複数の汚水処理施設が共同で利用する污泥処理処分施設等の整備を下水道事業により行うなど、他の汚水処理施設との広域的共同処理を促進する。

【補助金等】

汚水処理施設共同整備事業費補助金

- 活用例** ・処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道が処理対象としている地域における、複数の汚水処理施設（公共下水道相互、公共下水道と農業集落排水等）が共同利用する次の施設の整備
- 水質検査施設
  - 移動式汚泥処理施設、汚泥運搬施設、汚泥処理処分施設
  - 共同管理施設等

イ 公共下水道等の下水道の普及の促進・・・建設交通部下水道課 [国費]

合併市町村の公共下水道等の下水道の普及を促進する。

なお、合併により人口規模が大きくなり従前補助対象となっていた下水道の管きよが対象外とならないよう、特例措置が設けられている。

**【補助金等】**

公共下水道事業（単独公共・特定環境保全）費補助金

- 活用例** ・行政境界において一方が下水道区域、他方が下水道以外の処理施設区域となっている場合に、合併に伴い下水道計画区域を見直し、両者を接続して下水道整備を促進する。

・地域間の均衡を確保するため、下水道整備が遅れている地域の整備を重点的に進める。

合併に伴う管きよの補助対象特例は、平成15年4月1日までの合併にあつては合併後5年間、平成15年4月2日以降の合併にあつては19年度末までとなっている。

ウ 農業集落排水施設等の整備の促進・・・農林水産部農山村振興課 [国費・県費]

合併関係市町村間の汚水処理施設整備水準の均一化を図るため、その整備が立ち遅れている地域の農業集落排水事業の実施について優先的配慮を行う。

**【補助金等】**

農業集落排水事業費補助金（農業集落排水統合補助事業、農業集落排水資源循環統合補助事業）

- 活用例** ・合併関係市町村間で汚水処理施設の整備水準にバラツキがある場合、特にその整備が遅れている地域において農業集落排水事業を優先的に実施する。

エ 流域下水道の特例・・・建設交通部下水道課 [国費]

流域下水道の対象地域である複数市町村が合併により一の市町村となる場合においても、県と合併関係市町村との協議により10年を超えない範囲で当該下水道を流域下水道とみなす（合併特例法第14条）。

- 活用例** ・流域下水道の処理区域の市町村が合併により一の市町村となる場合においても、特例により引き続き流域下水道とみなし、県がこれを管理することになるため（10年以内）、市町村負担は軽減される。

県の流域下水道

流域下水道名 処理区名	秋田湾・雄物川流域下水道			米代川流域下水道	
	臨海	大曲	横手	大館	鹿角
流域関連市町村	秋田・男鹿・琴丘・山本・八竜・南秋田郡の町村・河辺郡の町 (15市町村)	大曲・角館・六郷・中仙・仙北・神岡 (6市町)	横手・増田・平鹿・雄物川十文字・大雄 (6市町村)	大館・比内田代 (3市町)	鹿角・小坂 (2市町)

## 廃棄物処理対策の推進

良好な都市環境の形成を図り、住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、廃棄物処理対策の推進に努める。

### ア 廃棄物処理施設整備事業・・・生活環境文化部環境整備課〔国費〕

合併により必要となる100t/日以上焼却炉の整備について、優先的な実施に配慮する。

#### 【補助金等】

廃棄物処理施設整備費補助金

**活用例** ・合併市町村又は合併市町村が他の市町村と連携（一部事務組合等）して行う焼却炉の整備

### イ ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業

・・・生活環境文化部環境整備課〔国費〕

適切な解体工事を円滑に実施し、生活環境の保全を図るため、焼却施設の解体に伴うダイオキシン類の測定費の補助事業について、優先的な実施に配慮する。

#### 【補助金等】

廃棄物再生利用等推進費補助金（ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定事業）

**活用例** ・合併市町村又は合併市町村が他の市町村と連携（一部事務組合等）して焼却施設の整備を行う際の、既存の施設の解体

## 消防・防災・県土保全の推進

県民の生命・財産を災害等から保護し、安全な生活を支える環境づくりや災害に強い県土づくりを進めるため、消防・防災機能の強化に努めるとともに、河川事業や砂防事業等を推進する。

### ア 消防防災施設・設備の整備・・・総務部総合防災課〔国費〕

県が広域化重点支援消防として指定した市町村等（以下「広域化重点支援消防市町村等」という。）に対しては、合併による消防広域再編に伴い必要となる消防施設・設備の整備に係る消防補助金について、優先的配慮を行う。

#### 【補助金等】

市町村消防施設整備費補助金、消防防災施設整備費補助金、市町村消防設備整備費補助金、消防防災設備整備費補助金

**活用例** ・消防広域再編のために必要となる防火水槽、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、消防ポンプ自動車、防災無線、救助工作車等の整備

「広域化重点支援消防」指定の要件

「消防広域化基本計画」の趣旨に即して消防の広域再編に向けた取組みがなされている次のいずれかの地域

合併重点支援地域又は法定合併協議会設置地域を包括している地域

一部事務組合等による広域消防本部を構成する市町村の全部が合併で一市町村になることが検討されている、合併重点支援地

域又は法定合併協議会設置地域

イ 消防広域化推進事業・・・総務部総合防災課〔国費〕

合併等による消防の広域再編に伴い必要となる無線中継施設等の整備については、消防広域化推進事業として補助金を交付する。

【補助金等】

市町村消防施設整備費補助金（消防広域化推進事業）

**【活用例】** ・無線中継施設、訓練塔、体力錬成施設、備蓄施設、広域再編対応型通信受令施設の整備

ウ 消防庁舎の新・改築（防災基盤整備事業）・・・総務部総合防災課

広域化重点支援消防市町村等が消防の広域再編に伴い実施する消防庁舎の新築・改築事業（防災基盤整備事業（消防広域化対策事業））に係る一般事業債（一般単独事業債）の充当率を、通常の消防庁舎の新築・改築事業に係るものよりも引上げる。

本事業のうち一定の要件を満たす合併前の事業については合併推進債を、市町村建設計画に基づく合併後の事業については合併特例債を活用することができる。

エ 自主防災組織等訓練・研修施設等整備（防災基盤整備事業）

・・・総務部総合防災課

広域化重点支援消防市町村等が消防の広域再編に伴い新築・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備事業（防災基盤整備事業（消防広域化対策事業））については、元利償還について交付税措置のある防災対策事業債（一般単独事業債）を措置する。

本事業のうち一定の要件を満たす合併前の事業については合併推進債を、市町村建設計画に基づく合併後の事業については合併特例債を活用することができる。

オ その他消防広域再編に対する支援・・・総務部総合防災課

広域化重点支援消防市町村に対し、広域再編に伴い臨時的に必要な経費について支援する（特別交付税措置）。

**【活用例】** ・消防広域再編に必要な消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備、システム変更、統一規程の整備等

カ 避難地等計画の策定・・・建設交通部都市計画課〔国費〕

合併を検討している市町村の防災都市づくり計画等の策定に対して必要な助言を行うほか、防災都市づくり計画策定に係る調査費について補助する。

【補助金等】

都市防災総合推進事業費補助金

**【活用例】** ・合併市町村の防災都市づくり計画の策定により、災害時の避難地等の旧市町村界を越えた合理的な配置等を図る。

大規模地震発生の可能性の高い地域、県庁所在市等が対象

キ 補助河川事業・・・建設交通部河川課〔国費〕

過去の災害実績等のほか、合併市町村の病院、官署等や旧市町村間の交流促進を支える道路等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該地域に係る補助河川事業の推進に配慮する。

【補助金等】

準用河川改修費補助金（市町村が事業主体の場合）

ク 補助ダム建設事業・・・建設交通部河川課〔国費〕

過去の災害実績等のほか、合併で全域にわたる水道施設の整備等を図るため水源施設の確保が緊要になると見込まれる場合や、合併市町村の病院、官署、旧市町村間の交流促進を支える道路等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、補助ダム建設事業の推進に配慮する。

補助ダム建設事業の事業主体は都道府県のみ

ケ 補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業

・・・建設交通部砂防課〔国費〕

過去の災害実績等の他に、合併関係市町村の公共・公的施設等が旧市町村域を越えて住民の用に供されその重要性が増大する場合には、その保全を図る観点から、補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進等に配慮する。

補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の事業主体は都道府県のみ

情報通信の整備

IT社会の到来に当たり、情報通信基盤の整備により、行政、医療、福祉、産業、文化等の日常生活に関わる分野において、IT化による地域振興策の推進を図る。

ア 地域イントラネット基盤施設整備事業等

・・・企画振興部情報企画課〔国費・県費〕

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与、合併関係市町村間で生じているデジタル・ディバイドの是正、合併に向けたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化や更新等を目的とするハード整備のため、重点的な支援を行う。

【補助金等】

情報通信格差是正事業費補助金（地域イントラネット基盤施設整備事業）等

【活用例】 ・合併重点支援地域指定市町村（連携主体）又は合併市町村における、公共施設等を高速・超高速で結ぶ地域公共ネットワークの構築のための施設・設備の整備

イ 情報通信システム整備促進事業・・・企画振興部情報企画課〔国費・県費〕

アの事業と同様の観点から、市町村のシステムの統一等を目的とするソフト整備等のため、重点的な支援を行う。

【補助金等】

情報通信システム整備促進費補助金等

【活用例】 ・合併重点支援地域指定市町村（連携主体）又は合併市町村において

行う、公共施設にインターネットを導入するためのシステム開発等  
(アの「地域イントラネット基盤施設整備事業等」と併せて実施)

ウ 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

・・・企画振興部情報企画課 [国費・県費]

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、優先的な配慮を行う。

【補助金等】

電気通信格差是正事業費補助金(新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業)

**活用例**・合併重点支援地域指定市町村(連携主体)又は合併市町村において行うケーブルテレビ施設の構築

エ 合併予定市町村の総合行政ネットワークへの参加の特例

・・・企画振興部情報企画課

全市町村が平成15年度中に参加することが要請されている総合行政ネットワーク(LGWAN)に、合併協議会(法定又は任意)の構成市町村が参加する場合、その合併予定複数市町村を一の団体とみなしてLGWANへの共同参加を認める。

(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

介護保険事業及び国民健康保険事業の健全かつ効率的な運営を図るため、これらの事業の広域化等について支援する。

ア 介護保険広域化支援・・・健康福祉部長寿社会課 [国費]

市町村合併を予定している保険者に対しても、介護保険財政の広域化を行う保険者同様、広域化のためのシステム構築事業等に係る交付金を交付する。

なお、市町村合併等の広域化を行う場合の介護保険料については、経過的な措置として不均一賦課が可能となっている。

【補助金等】

介護保険事業費補助金(介護保険広域化支援給付金交付事業)

**活用例**・平成15年度又は16年度に市町村合併を予定している保険者(法定協議会を設置しているなど具体的な作業に着手している市町村)による介護保険広域化のためのシステム構築事業及び一般事業

イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進

・・・健康福祉部長寿社会課国保医療指導室 [県費]

平成14年度に創設した「秋田県国民健康保険広域化等支援基金」の運用により、国民健康保険事業の運営の広域化及びその財政の安定化を図るための事業(貸付及び交付金交付)を行う。

なお、市町村合併等の広域化を行う場合の国民健康保険税については、経過的な措置として不均一賦課(5年間)が可能となっている。

【補助金等】

保険財政広域化支援事業貸付

**活用例**・市町村合併に伴う国民健康保険税の急激な引上げを緩和するための

貸付け（合併市町村に対する貸付け）  
保険財政広域化支援事業交付金  
活用例・合併関係市町村の国民健康保険事業の広域化等に伴う事務経費及び  
広報啓発事業経費に対する交付金

#### （４） 高齢者の社会参加の促進

高齢者の積極的な社会参加の促進を図り、高齢者が生きがいを持って快適に生活できる環境を整える。

##### ア 高年齢者就業機会確保事業費等補助金の激変緩和措置

・・・産業経済労働部労働政策課雇用対策室〔国費〕

市町村合併に伴うシルバー人材センターの統合によりその運営費補助金である高年齢者就業機会確保事業費等補助金が急激に減少しないよう、激変緩和措置を設ける。

##### 【補助金等】

高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センタ - 事業）

補助対象シルバー人材センター（鹿角市以外の８市、鹿角地域、北仙北地域、鷹巣・阿仁地域の１１センター（平成１５年８月現在））のうち、２以上のセンターが市町村合併により統合された場合、補助限度額の引下げは５年間にわたり段階的に行う。

#### （５） 教育・文化の充実

学校施設の整備、学校規模の適正化、学校給食の充実等を図り、教育環境の向上に努めるとともに、社会教育施設及び生涯学習施設の整備・充実を図り、多様な学習機会を提供する。

また、国民体育関連施設整備事業の継続措置を講ずる。

##### ア 公立小・中学校校舎等の新・増築事業等・・・教育庁総務課施設整備室〔国費〕

公立小・中学校の統合により必要となる校舎又は屋内運動場の新築・増築事業について、優先的配慮を行う。また、補強・改築事業についても同様とする。

##### 【補助金等】

公立学校施設整備費国庫負担金（統合事業・危険建物改築事業）

公立学校施設整備費補助金（不適格建物改築事業）

活用例・市町村合併に伴い近接した公立小・中学校の統合を行う場合の校舎・屋内運動場の新築・増築等

##### イ 学校給食施設の整備・・・教育庁総務課施設整備室〔国費〕

市町村合併により共同調理場を統合するなどして新たに設置する場合には、一部事務組合等による整備事業と同様、更新事業ではなく、新規事業として取り扱う。

##### 【補助金等】

公立学校施設整備費補助金（学校給食施設整備費）



**活用例** ・市町村合併に伴い既存の共同調理場の統合等として新たに共同調理場を設置する場合（更新（補助率 1 / 3 ）ではなく、新築（同 1 / 2 ）として取り扱う。

ウ 廃校の有効利用・・・教育庁総務課施設整備室

公立学校の統合により廃校となった学校施設について、自主的・主体的なまちづくりのために生涯学習施設等の公共施設として整備する事業に地方債を措置し、その有効利用を促進する。

**活用例** ・市町村合併に伴い公立学校の統合により廃校となった学校施設を、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等として整備する場合（合併特例債の充当が可能）

エ 社会教育施設情報化等設備の整備・・・教育庁生涯学習課〔国費〕

公立図書館等の社会教育施設が地域住民の学習拠点として円滑に利用され、合併市町村の一体化が促進されるよう、その情報化等設備の整備事業について、優先的配慮を行う。

【補助金等】

地域・家庭教育力活性化推進費補助金（学習拠点施設情報化等推進事業）

**活用例** ・各図書館の業務システムデータ（蔵書、利用者等情報）の形式が異なる場合等において、合併後それぞれの施設がネットワークを組み、より質の高いサービスを提供できるようにするためのシステムの設備整備

オ 教職員定数に関する激変緩和措置・・・教育庁義務教育課

市町村合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し教職員定数が減となる場合であっても、一定期間（小学校 5 年間、中学校 2 年間）は激変緩和の措置を講ずる。

**活用例** ・市町村合併に伴う小中学校の統合により、当該学校の通学区域が合併前の市町村等にまたがる場合（小学校 5 年間、中学校 2 年間の激変緩和措置）

カ 遠距離通学への対応・・・教育庁義務教育課〔国費〕

市町村合併に伴い学校が統廃合される場合も、へき地児童生徒援助費等補助金（スクールバス・ボート等購入費、遠距離通学費、高度へき地修学旅行費及び寄宿舍居住費）の対象とする。

【補助金等】

へき地児童生徒援助費等補助金

**活用例** ・市町村合併に伴う学校統合による遠距離通学への対応としてのスクールバスの購入、通学費の負担等

キ 第 6 2 回国民体育大会市町村競技会場施設の整備

・・・企画振興部市町村課国体準備室〔県費〕

第 6 2 回国民体育大会の競技会場となる施設の整備促進を図るための補助金について、市町村合併が行われた場合は、その限度額を合併関係市町村の限度額の

合計額とすることにより、事業の継続を図る。

【補助金等】

第62回国民体育大会市町村競技会場施設整備補助金

活用例 ・ A市（施設新設・限度額2億円）  
B町（施設新設・限度額2億円） } 合併 → 甲市  
（施設新設・限度額4億円）

(6) 新世紀に適応した産業の振興

農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、生産基盤の整備充実、生産性の向上を図る。

ア むらづくり維新森林・山村・都市共生事業

・・・農林水産部農山村振興課 [国費]

むらづくり維新森林・山村・都市共生事業は、山村の森林や自然環境を活かした交流基盤の整備、都市住民等を林業技術者として育成し山村に受け入れるための研修施設の整備等を、地域ニーズに応じて総合的に推進するものであり、その実施について優先的に配慮する。

【補助金等】

むらづくり維新森林・山村・都市共生事業費補助金

活用例 ・ 循環型社会の創出、都市との共生・対流を図る観点から行う次の事業

- 都市との共生・対流基盤の整備
- 地域住民等の活動基盤の整備
- 自然エネルギー活用基盤の整備
- 自然との共生のための基盤の整備
- 都市住民等を対象とした林業技術研修施設の整備

特定市町村（民有林面積が2000ha以上等）で振興山村、過疎、特定農山村（林野率及び人工林率が高い地域に限定）のいずれかの地域に該当し、「中山間整備事業計画」を策定することが必要。

イ 地域用水環境整備事業・・・農林水産部農地整備課 [国費・県費]

地域用水環境整備事業は、農業水利施設の地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる施設を、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に行う事業（地域用水環境整備型）、文化財としての価値を有する農業水利施設の整備・補修等を行う事業（歴史的施設保全型）であり、その実施について優先的に配慮する。

【補助金等】

地域用水環境整備事業費補助金

活用例 ・ [地域用水環境整備型]

親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、湯水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設等の整備

[歴史的施設保全型]

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ行う補修等

ウ 地域用水機能増進事業・・・農林水産部農地整備課 [国費・県費]

地域用水機能増進事業は、地域用水機能を支える組織とその活動を支援することを目的として、計画の作成、地域用水機能増進支援活動、地域用水機能増進活動、ソフト事業を補完するハード施設の改修を行うものであり、その実施について優先的に配慮する。

【補助金等】

地域用水機能増進事業費補助金

- 活用例** ・地域用水機能増進に関する計画の作成、協議会の設立、情報整備、配水操作等
- ・上記のソフト事業を補完するハード施設（チェックゲート、附帯水路等）の改修

エ 市町村合併支援農道等整備事業

・・・農林水産部農山村振興課・森林整備課・水産漁港課 [国費・県費]  
企画振興部市町村課市町村合併支援室

合併市町村の一体化を促進するため、複数の合併関係市町村の受益となる農道、林道及び漁港関連道等について、短期間で整備が図られるよう重点的支援を行う。

- 活用例** ・合併関係市町村間（旧市町村間）を連絡し、受益をもたらすこととなる農道等の整備
- ・合併関係市町村又は合併市町村の農林水産業の近代化に貢献する施設等の共同利用に資する農道等の整備

本事業に該当する場合は、重点的な補助のほか、地方負担分に対する特別な財政措置（地方債措置、元利償還金の交付税算入）が行われる。

オ 広域営農団地農道整備事業・・・農林水産部農山村振興課 [国費・県費]

広域営農団地農道整備事業は、道府県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき農業振興地域内で実施される、生産団地と生産団地、生産団地と集出荷センター等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹農道の整備事業であり、その実施について優先的に配慮する。

【補助金等】

広域農道整備事業費補助金

カ 一般農道整備事業・・・農林水産部農山村振興課 [国費・県費]

個々のほ場間やほ場と集落等を結ぶ基幹的な農道の整備について優先的に配慮する。

【補助金等】

一般農道整備事業費補助金

キ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

・・・農林水産部農山村振興課 [国費・県費]

農業用揮発油税の減免措置の身替わりとして、個々のほ場と集出荷施設の農業

施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹的な農道の整備について優先的に配慮する。

【補助金等】

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助金

ク 農村振興総合整備事業・・・農林水産部農山村振興課 [国費・県費]

地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係部局と連携を図りつつ地域の多様なニーズに応じた農村基盤整備と農村環境整備を総合的に実施する事業について優先的に配慮する。

【補助金等】

農村振興総合整備事業費補助金（農村振興総合整備事業、農村振興総合整備統合補助金）

**活用例** ・ほ場整備、農道整備等の農業生産基盤整備、農業集落道整備、農村公園施設整備等

ケ 田園空間整備事業・・・農林水産部農山村振興課 [国費・県費]

田園空間整備事業は、農村の有する豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、農村に存する伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元等に配慮した各種生産基盤の整備を促進し、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生を図る事業であり、その実施について優先的に配慮する。

【補助金等】

田園空間整備事業費補助金

**活用例** ・農村景観に配慮した水路等の整備

本事業は、市町村が策定する「田園空間博物館整備基本構想」に基づき実施するものでなければならない。

コ 中山間地域総合整備事業・・・農林水産部農山村振興課 [国費・県費]

中山間地域総合整備事業は、中山間地域において、立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化、地域における定住の促進、国土・環境の保全を図るものであり、その実施について優先的に配慮する。

【補助金等】

中山間地域総合整備事業費補助金

**活用例** ・ほ場、農道、営農飲雑用水施設、農村公園施設、活性化施設等の整備

サ 水産物供給基盤整備事業・・・農林水産部水産漁港課 [国費・県費]

漁港施設や魚礁漁場等の整備水準の均一化を図るための漁港・漁場の一体的な整備について優先的に配慮する。

【補助金等】

水産基盤整備費補助金（地域水産物供給基盤整備、広域水産物供給基盤整備、漁港漁場機能高度化）

**活用例** ・第1・2種漁港と共同漁業権区域内等地先漁場の一体的整備

・第3・4種漁港等と当該漁港利用上密接に関連する共同漁業権区域内等地先漁場の一体的整備、共同漁業権区域外の大規模な漁場の整

備

- ・漁港施設・漁場施設の維持補強、局部的な改良・改修、漁港施設の多機能利用・機能向上、資源保護礁の整備等

シ 漁村総合整備事業・・・農林水産部水産漁港課 [国費・県費]

漁村の生活環境の整備水準の均一化を図るための漁業集落排水処理施設、集落道、広場等の整備について、優先的に配慮する。

【補助金等】

水産基盤整備費補助金（漁村総合整備事業費（漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業））

**活用例** ・漁港環境整備事業

漁港の景観の保持・美化を図り、快適で潤いのある漁港環境を形成するための植栽、休憩所、親水施設等の整備

・漁業集落環境整備事業

漁業集落等における生活環境の改善を総合的に図るための集落排水処理施設、集落道、水産飲雑用水施設等の整備

ス 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

・・・農林水産部水産漁港課 [国費・県費]

漁獲物等の円滑な輸送、市場統合の促進のための漁港と主要道路、他の関連主要漁港等を結ぶアクセス道路の整備について優先的に配慮する。

【補助金等】

水産基盤整備費補助金（農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費補助金）

**活用例** ・主要漁港（第2・3・4種漁港又は地域水産物供給基盤整備事業・広域漁港整備事業に採択された漁港）の関連道の整備

・主要漁港関連道と併せて改良する必要がある関連道の整備

・主要漁港以外の漁港の関連道の整備

セ フォレスト・コミュニティ総合整備事業

・・・農林水産部森林整備課 [国費・県費]

フォレスト・コミュニティ総合整備事業は、広大な森林地域を管理する骨格的林道である森林基幹道の開設や、立ち遅れた山村地域の生活環境基盤整備等を総合的に行う事業であり、その実施について優先的に配慮する。

【補助金等】

森林居住環境整備事業費補助金（フォレスト・コミュニティ総合整備事業）

**活用例** ・森林基幹道及び森林管理道の開設、用排水施設、公共施設等の用地整備、フォレストアメニティ施設等の整備

ソ 森林環境保全整備事業のうち森林管理道の整備

・・・農林水産部森林整備課 [国費・県費]

森林環境保全整備事業のうち、森林整備に必要な森林管理道の開設を行う事業について、優先的に配慮する。

【補助金等】

森林環境保全整備事業費補助金（水土保全林整備事業、共生林整備事業及び資

源循環林整備事業のうち森林管理道の整備)

**活用例**・普通林道(森林管理道)の開設

タ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

・・・農林水産部森林整備課[国費・県費]

効率的な森林整備の推進と地域の振興を支援するため、合併関係市町村における既設林道や公道を峰越して連絡する林道の開設等の実施について、優先的に配慮する。

**【補助金等】**

農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助金

**活用例**・峰越連絡林道の開設、既設林道の舗装

商工業の振興

個性ある地域の自立した発展と活性化を促進するため、中心市街地の商業等の活性化、企業の産業技術の高度化や産業集積の活性化等を図る。

ア 中心市街地活性化による商業の振興・・・産業経済労働部商工業振興課[国費]

合併市町村については、合併関係市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定を認めるとともに、合併関係市町村が連携して策定することを奨励することにより、中心市街地の整備改善及び商業等の活性化と市町村合併に向けた環境整備を図る。

**【補助金等】**

中小商業活性化事業費補助金(中心市街地等商業活性化支援事業)

**活用例**・中心市街地活性化基本計画の策定、中心市街地活性化フォーラムの開催等、TMO構想及びTMO計画の策定、TMO(中心市街地活性化基本計画の中核的まちづくり推進機関)が行う各種事業

商業・サービス業集積関連施設整備費補助金

**活用例**・中心市街地活性化基本計画を策定している市町村等が、上記補助金を活用して、事業者の利便性を高めるための駐車場、多目的ホール等の商業基盤施設の整備事業を実施

TMO又はTMOになろうとする者がTMO計画又はTMO構想を策定するために行う、地域住民や地権者、事業者等とのコンセンサス形成のための委員会や説明会の開催、調査事業については、(財)あきた産業振興機構による「中心市街地商業活性化推進事業助成金」の対象となる。

県内で中心市街地活性化基本計画を策定しているのは、男鹿市以外の市、比内町、五城目町、角館町及び六郷町の12市町(平成15年7月現在)。

イ 特定産業集積活性化・・・産業経済労働部商工業振興課[国費]

承認を受けた特定中小企業集積活性化促進地域と外の市町村が合併した場合に不利にならないように配慮することにより、合併の促進と産業集積活性化施策の円滑な促進を図る。

特定中小企業集積活性化促進地域に進出した企業等が行う販路拡大のための展示会の開催、人材養成のための実践的研修等の経費については、地域産業集積活性化事業費補助金が活用できる。

県内では、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき、湯沢市及び稲川町が特定中小企業集積活性化計画（～16年度）の承認を受けている。

- ウ 商工会合併支援事業・・・産業経済労働部産業経済政策課〔国費・県費〕  
経営改善普及事業等の効率的、効果的な実施を図るための商工会の合併について、その事業に要する経費を助成する。  
商工会の合併は、商工行政と商工会活動との連携強化にも資するものであることから、積極的に支援していく。

【補助金等】

小規模事業経営支援事業費補助金

**活用例** ・合併推進協議会を立ち上げる商工会、合併計画を策定する商工会又は合併1年目・2年目の商工会が行う次の事業  
合併計画作成事業（合併推進協議会や合併説明会の開催等）  
合併実現化事業（合併協定書及び契約書の調印式等）  
合併商工会整備計画事業（合併商工会地域振興ビジョン作成等）  
合併商工会整備事業（商工会館の改修等）

- エ 水力発電施設周辺地域交付金の取扱いの保持

・・・産業経済労働部資源エネルギー課〔国費〕

発電用施設を円滑に設置することを目的に、発電用施設の周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、財政上の措置として水力発電施設周辺地域交付金の交付が行われているが、合併の進展状況を踏まえつつ、それぞれの立地振興策の制度の趣旨に応じた対応が検討されることになっている。

水力発電施設周辺地域交付金は、その他の電源関係交付金と統合され、平成15年10月1日から「電源立地地域対策交付金（仮称）」としてスタートする予定。

（7）まちづくり支援

新市町村が一体化することにより地域全体を魅力ある開かれたまちとするため、また、農山漁村と都市のネットワークの構築によりそれぞれの良さを互いに享受しあうとともに、地域特性の再発見、住民の地域への誇りや愛着の醸成を図るためのまちづくりを支援する。

- ア 将来構想、振興計画の策定・・・建設交通部都市計画課

合併の効果を活かした広域的なまちづくり、地域づくりに資するため、国土交通省が、合併後の将来ビジョンのあり方、策定ノウハウ等についての調査を実施する。

市町村が合併後の将来ビジョン（広域的視点に立った道路、公共施設整備、区域特性を活かしたゾーニング等の土地利用等）を策定する際の課題等について、国土交通省が直接調査を実施。

イ まちづくり総合支援事業・・・建設交通部都市計画課 [ 国費 ]

合併後の市民交流を促進し、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するため、まちづくりに資する複数の事業について、パッケージにより一括支援を行う。

【補助金等】

まちづくり総合支援事業費補助金

- 活用例** ・ 中心市街地活性化基本計画等に基づく各種施設整備や面整備等  
・ 道路等の整備に併せ実施する各種施設整備や面整備等  
・ 防災、環境、交通安全、高齢者対応等のため実施する各種施設整備や面整備等

秋田県におけるこれまでの実施例

区画整理事業と併せた駐輪場、自由通路等の整備

都市計画街路の整備と併せた駐車場、公園、生活道路の整備

公園整備と併せた歴史的建物の整備・活用、集会所等の整備

市町村が策定する「まちづくり事業計画」に位置付けられていることが必要（当該計画策定のための調査も補助対象）。

ウ 都市計画の決定・変更に対する支援・・・建設交通部都市計画課 [ 国費 ]

市町村合併に伴う都市計画区域の指定・変更や、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発、保全の方針）等の都市計画の決定・変更に関し助言を行うとともに、それらに必要な都市交通調査に係る調査費について助成する。

【補助金等】

総合都市交通体系調査費補助金

- 活用例** ・ 都市圏内地域の交通マスタープラン、駐車場整備計画及び商店街活性化交通計画の策定

エ G I S 基盤情報整備・・・建設交通部都市計画課

市町村合併に伴い都市計画区域の変更が生じた場合、国土地理院が、当該都市計画区域における2500レベルの既設G I S 基盤情報の更新を重点的に実施する。

国土地理院が、市町村の申請を受け、該当地域におけるG I S 基盤情報の更新を優先的に行う。

オ 地籍活用G I S 推進事業・・・農林水産部農山村振興課 [ 国費・県費 ]

地籍調査の成果をもとにしたG I S システムの構築及びデータ整備の事業について、合併関係市町村又は合併市町村がその全域を対象として行うものを優先的に補助対象とする。

【補助金等】

地籍活用G I S 推進事業費補助金

- 活用例** ・ 地籍調査を完了又は実施中の合併関係市町村又は合併市町村による次の事業

基図サーバ、L A N 回線、操作端末等のG I S システムの構築、

土地関連の行政分野情報で地積調査の成果とあわせて利用することが適当なデータの整備



## カ 地域間交流・連携に係る支援・・・建設交通部都市計画課〔国費〕

都市と農山漁村等の市町村や住民・NPO等の連携により行われる、地域活性化のための先導的な交流事業について、合併関係市町村において行われるものを優先的に支援する。

### 【補助金等】

#### 都市地方連携推進事業費補助金

**活用例** ・合併関係市町村における、都市と農山村の交流・連携により地域活性化に資する先導的な取組みとしての地域活動やそれに活用される施設整備等（既存ストックを活用する施設（増改築、附帯施設等）、関連公共事業等と連携し相乗的な効果を発現する施設等）

## ③ 市町村合併の広報・啓発

市町村合併においては、住民や市町村の主体的な取組が不可欠であり、そのメリットや必要性についてテーマをわかりやすく設定し、県民の理解を一層深めていくことが極めて重要である。したがって、各部局は、適宜市町村合併の広報・啓発に取り組むものとする。

- (1) 市町村合併啓発リーフレットの配布  
市町村合併についての理解を深めてもらうための啓発リーフレットの配布
- (2) 各部局による市町村合併の広報・啓発
  - ホームページによる啓発
  - 広報誌及び情報誌による啓発
  - 研修会等開催の際の支援プランに掲げる施策等の紹介及びパンフレットの配布

## ④ 市町村合併支援窓口

啓発資料の配付、市町村合併に関する情報提供等による県民への市町村合併の啓発とともに、支援プランに基づいた支援策の紹介やその具体化についての相談、又は市町村合併の進展に伴う所管施策に関する不安、懸念等についての相談等に対応するため、各部局が連携・協力して、下記のとおりそれぞれ窓口を設置するものとする。

- (1) 各部局の窓口  
各部局の窓口を次のとおり設置する。

総務部	総務課
企画振興部	市町村課市町村合併支援室
健康福祉部	福祉政策課
生活環境文化部	県民文化政策課
農林水産部	農林政策課
産業経済労働部	産業経済政策課
建設交通部	建設交通政策課
出納局	会計課
教育庁	総務課
企業局	総務課
県警本部	警務課

(2) 地方の窓口

各地方の窓口を各地域振興局総務企画部地域企画課とする。

(3) インターネットを活用した窓口

市町村課市町村合併支援室ホームページにおいて、支援本部に関する情報提供を行う。

各部局においても、それぞれのホームページにおいて合併に関する情報を掲載する。

#### 第4 市町村の取組み

市町村においては、住民に対し、合併に関する積極的な情報提供を行うとともに、合併の意義や重要性等についての理解を深め、合併を視野に入れた将来の地域づくりについて、積極的な検討を行うことが急務である。

また、自主的合併に向けた支援策が随時拡充されていることから、市町村はこれらの施策を有効に活用することが望まれる。

(参考) 具体的な支援策の所管・関係課室一覧

支援策	国の所管・ 関係省庁	県の所管・関係課室	
		課室	電話
(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備			
道路の整備			
ア 市町村合併支援道路整備事業	国土交通省	建設交通部道路建設課 同 道路環境課	2483 2492
	総務省	企画振興部合併支援室	1231
イ 都市計画道路の整備	国土交通省	建設交通部都市計画課	
ウ 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業	国土交通省	建設交通部道路建設課 同 道路環境課	2483 2492
エ 合併に伴う都道府県道認定要件の緩和措置	国土交通省	建設交通部道路環境課	2492
オ 案内標識設置に対する支援	国土交通省	建設交通部道路環境課	2488
交通の利便性確保のための条件整備			
ア 地方バス補助事業	国土交通省	建設交通部建設交通政策課	1284
イ 港湾改修費補助事業	国土交通省	建設交通部港湾空港課	2544
住環境の整備			
ア 合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進	国土交通省	建設交通部建築住宅課	2564
イ 公営住宅の建替え等の促進	国土交通省	建設交通部建築住宅課	2564
ウ 合併市町村内の住宅団地の整備に対する支援	総務省	企画振興部市町村課	1144
エ 公営住宅等関連事業推進事業等における補助	国土交通省	建設交通部建築住宅課	2564
オ 合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援	国土交通省	建設交通部建築住宅課	2564
カ 優良建築物等整備事業	国土交通省	建設交通部建築住宅課	2566
公園・緑地の整備			
ア 合併記念公園の整備	国土交通省	建設交通部都市計画課	2446
(2) 豊かな生活環境の創造			
上水道の整備			
ア 水道施設整備事業	厚生労働省	生活環境文化部生活衛生課	1594
イ 水道検査施設等整備事業	厚生労働省	生活環境文化部生活衛生課	1594
ウ 水道事業統合計画の策定に係る支援	厚生労働省	生活環境文化部生活衛生課	1594
下水道等の整備			
ア 下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進	国土交通省	建設交通部下水道課	2464
イ 公共下水道等の下水道の普及の促進	国土交通省	建設交通部下水道課	2464
ウ 農業集落排水施設等の整備の促進	農林水産省	農林水産部農山村振興課	1858
エ 流域下水道の特例	国土交通省	建設交通部下水道課	2465
廃棄物処理対策の推進			
ア 廃棄物処理施設整備事業	環境省	生活環境文化部環境整備課	1595
イ ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業	環境省	生活環境文化部環境整備課	1595
消防・防災・県土保全の推進			
ア 消防防災施設・設備の整備	消防庁	総務部総合防災課	4565
イ 消防広域化推進事業	消防庁	総務部総合防災課	4565
ウ 消防庁舎の新・改築(防災基盤整備事業)	消防庁	総務部総合防災課	4565
エ 自主防災組織等訓練・研修施設等整備(防災基盤整備事業)	消防庁	総務部総合防災課	4565
オ その他消防広域再編に対する支援	消防庁	総務部総合防災課	4565
カ 避難地等計画の策定	国土交通省	建設交通部都市計画課	2445
キ 補助河川事業	国土交通省	建設交通部河川課	2520
ク 補助ダム建設事業	国土交通省	建設交通部河川課	2520
ケ 補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	建設交通部砂防課	2531

支援策	国の所管・ 関係省庁	県の所管・関係課室	
		課室	電話
(2) 豊かな生活環境の創造			
情報通信の整備			
ア 地域イントラネット基盤施設整備事業等	総務省	企画振興部情報企画課	4271
イ 情報通信システム整備促進事業	総務省	企画振興部情報企画課	4271
ウ 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	総務省	企画振興部情報企画課	4271
エ 合併予定市町村の総合行政ネットワークへの参加の特例	総務省	企画振興部情報企画課	4273
(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実			
ア 介護保険広域化支援	厚生労働省	健康福祉部長寿社会課	1366
イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進	厚生労働省	健康福祉部国保医療指導室	1352
(4) 高齢者の社会参加の促進			
ア 高齢者就業機会確保事業費等補助金の激変緩和措置	厚生労働省	産業経済労働部雇用対策室	2332
(5) 教育・文化の充実			
ア 公立小・中学校校舎等の新・増築事業	文部科学省	教育庁施設整備室	5118
イ 学校給食施設の整備	文部科学省	教育庁施設整備室	5118
ウ 廃校の有効利用	文部科学省	教育庁施設整備室	5118
エ 社会教育施設情報化等設備の整備	文部科学省	教育庁生涯学習課	5185
オ 教職員定数に関する激変緩和措置	文部科学省	教育庁義務教育課	5145
カ 遠距離通学への対応	文部科学省	教育庁義務教育課	5142
キ 第62回国民体育大会市町村競技会場施設の整備	文部科学省	企画振興部国体準備室	5210
(6) 新世紀に適応した産業の振興			
農林水産業の振興			
ア むらづくり維新森林・山村・都市共生事業	林野庁	農林水産部農山村振興課	1851
イ 地域用水環境整備事業	農林水産省	農林水産部農地整備課	1831
ウ 地域用水機能増進事業	農林水産省	農林水産部農地整備課	1831
エ 市町村合併支援農道等整備事業	農林水産省 林野庁・水産庁 総務省	農林水産部農山村振興課 同 森林整備課 同 水産漁港課 企画振興部合併支援室	1859 1945 1889 1231
オ 広域営農団地農道整備事業	農林水産省	農林水産部農山村振興課	1859
カ 一般農道整備事業	農林水産省	農林水産部農山村振興課	1859
キ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	農林水産省	農林水産部農山村振興課	1859
ク 農村振興総合整備事業	農林水産省	農林水産部農山村振興課	1857
ケ 田園空間整備事業	農林水産省	農林水産部農山村振興課	1857
コ 中山間地域総合整備事業	農林水産省	農林水産部農山村振興課	1857
サ 水産物供給基盤整備事業	水産庁	農林水産部水産漁港課	1891
シ 漁村総合整備事業	水産庁	農林水産部水産漁港課	1891
ス 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業	水産庁	農林水産部水産漁港課	1891
セ フォレスト・コミュニティ総合整備事業	林野庁	農林水産部森林整備課	1945
ソ 森林環境保全整備事業のうち森林管理道の整備	林野庁	農林水産部森林整備課	1945
タ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	林野庁	農林水産部森林整備課	1945
商工業の振興			
ア 中心市街地活性化による商業の振興	経済産業省	産業経済労働部商工業振興課	2245
イ 特定産業集積活性化	経済産業省 中小企業庁	産業経済労働部商工業振興課	2245
ウ 商工会合併支援事業	経済産業省	産業経済労働部産業経済政策課	2215
エ 水力発電施設周辺地域交付金の取扱いの保持	資源エネルギー庁	産業経済労働部資源エネルギー課	2282
(7) まちづくり支援			
ア 将来構想、振興計画の策定	国土交通省	建設交通部都市計画課	2445
イ まちづくり総合支援事業	国土交通省	建設交通部都市計画課	2445
ウ 都市計画の決定・変更に対する支援	国土交通省	建設交通部都市計画課	2445
エ G I S 基盤情報整備	国土地理院	建設交通部都市計画課	2445
オ 地籍活用 G I S 推進事業	国土交通省	農林水産部農山村振興課	1860
カ 地域間交流・連携に係る支援	国土交通省	建設交通部都市計画課	2445

注1 県が直接関与しない事業・制度についても、いわゆる窓口として関係する課・室を記載している。

2 交付税及び地方債（市町村分）についての所管は、企画振興部市町村課となっている。